明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（総務三七）　一
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二一）　三
○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七三）　三
〔告　示〕
○電気通信番号規則の細目を定めた件の一部を改正する件（総務二〇二）　一五
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働二四五）　一六
○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（国土交通七五〇）　三〇
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同七五一）　三一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八〇
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第三十七号

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第十三条及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十四条に基づき、水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十四日

総務大臣　野田　聖子

水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

（水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。